



**家庭用氷かき器のSG基準(公開用)**

**一般財団法人 製品安全協会**

## 家庭用氷かき器のSG基準

### 1. 基準の目的

この基準は、家庭用氷かき器の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

### 2. 適用範囲

この基準は、一般家庭で氷を回転させてかく手動式の氷かき器(以下、氷かき器という。)について適用する。

### 3. 安全性品質

氷かき器の安全性品質は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. 氷かき器の構造、外観及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 仕上げは良好で、手などに傷害を与えるようなばり、まくれ等がないこと。</p> <p>ただし、刃先及びスパイクは除く。</p> <p>(2) 外部に現れるボルト・ナット等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(3) スパイクは、刃先に触れない構造であること。</p> <p>(4) 本体にふたを有するものにあつては、ふたのかんごうは確実に、使用時に外れない構造であること。</p> <p>(5) 本体の底面には、すべり止め用ゴムが確実に取り付けられていること。</p> <p>(6) 刃の取付部が合成樹脂製のものにあつては、金</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>2. 操作性</p> <p>3. 耐荷重</p> <p>4.</p>	<p>属製埋め込みナットが使用されていること。</p> <p>(7) 氷入れを有する氷かき器にあつては、氷入れ内壁と氷押え端部との間隔(<math>l</math>)は、○ミリメートル以下であること。</p> <p>(8) 氷入れ底面のスリット両端と刃先との間隔(<math>l_3</math>、<math>l_4</math>)は各々、○ミリメートル以下であり、氷入れ底面上面と刃先先端との間隔(<math>l_3</math>)は○ミリメートル以下であること。</p> <p>(9) ふたを開けないで本体にばら氷を挿入するものにあつては、その挿入口の開口部寸法は、○ミリメートル以下であり、その奥行寸法は○ミリメートル以上であること。</p> <p>(10) 刃の硬度は、ビッカース硬さ○以上○未満であること。</p> <p>2. ハンドルの操作は円滑で、均一かつ適正な形状のかき氷が得られること。</p> <p>3. 氷かき器の耐荷重は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 本体上部に○キログラムの力を加えたとき、ふた、氷入れ及び受台にき裂、曲がり、破損等がないこと。</p> <p>(2) 氷入れ底板上面の○キログラムの力を加えたとき</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>4. 繰り返し荷重</p> <p>5. 転倒強度</p>	<p>き、氷入れ及び受台にき裂、曲がり、破損等がないこと。</p> <p>(3) ハンドルに〇キログラムセンチメートルのトルクを加えたとき、ハンドル、シャフト、氷押さえにき裂、曲がり、破損等がないこと。</p> <p>(4) つまみに〇キログラムの力を上方面及び側方向に加えたとき、つまみが取れることがなく、又つまみにき裂、曲がり、破損等がないこと。</p> <p>(5) 氷かき器の各取付け部は〇キログラムの力で引っ張たとき、外れ、き裂、曲がり、破損等がないこと。 ただし、つまみは除く。</p> <p>4. つまみ上部に5キログラムの力を繰り返し〇回加えたとき、つまみ、つまみシャフト、ハンドル、シャフト、ふた、氷押え、氷入れ及び受台にき裂、曲がり、損傷等がないこと。</p> <p>5. 氷かき器は、テーブル上に転倒させたとき、氷かき器各部にき裂、曲がり及び破損がないこと。</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>6. 安定性</p> <p>7. 材料</p>	<p>6. 氷かき器は、前後左右に〇度傾斜させたとき、転倒しないこと。</p> <p>7. 氷かき器の材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 刃及び刃の取付け金具は、ステンレス鋼製であること。</p> <p>(2) 氷押さえに金属製スパイクを有しているものにあつては、そのスパイクは、ステンレス鋼製又はアルミニウム合金製であること。</p> <p>(3) 耐食性材料以外の金属材料を使用したものにあつては、防せい処理が施されていること。</p> <p>(4) 直接氷に接触する部分の材料は、食品衛生法に基づく昭和34年厚生省告示第370号第3器具及び容器包装A器具若しくは、容器包装又はこれらの原材料の規格に適合していること。</p>	

4. 表示及び取扱説明書

氷かき器の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
<p>1. 表 示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1)申請者（製造業者、輸入業者等）の名称又はその略号</p> <p>(2)製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3)使用上の注意            使用時又は手入れ時には、刃先及びスパイクに注意すること。</p> <p>2. 製品には、次に示す主旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できるよう図で明示するのが望ましい。</p> <p>(1)部品の一部が取り外されている氷かき器は、その組立て方法。</p> <p>(2)使用方法。</p> <p>(3)使用上の注意</p> <p>(a)テーブル等の平らなところで使用すること。</p> <p>(b)本体を手又は固定装置で確実に固定して使用すること。</p> <p>(c)子供が使用するときは、保護者が使用上の注意を指導すること。</p> <p>(d)刃の取付けねじが、確実に締まっていることを確認してから使用する</p>	

項 目	基 準	基 準 確 認 方 法
	こと。 (e)氷以外のものはかかないこと。 (f)使用後はよく水を切って保管すること。	